

袴田事件の早期再審開始を求める決議

袴田事件とは、1966年、静岡市清水区で、味噌会社の専務一家4人が殺害された事件です。この事件では、当時ボクサーだった袴田さんが早いうちから疑いをかけられました。警察は、実際には全く血のついていない袴田氏のパジャマを「血染めのパジャマ」（新聞記事）などとして、逮捕し、連日の拷問の末、袴田氏にパジャマを着て犯行に及んだという自白をさせました。その自白調書は、当時45通とされていました。

ところが、パジャマには、実際には血などついていないため、裁判においてこの鑑定が問題になりました。すると、事件から1年2か月もたって、それこそ「血染め」の、いわゆる「5点の衣類」が味噌工場の味噌タンクから発見されました。袴田さんは、これらの衣類は自分とは無関係であると主張し、その中にあったズボンは、袴田さんには小さくはけないことが裁判所の装着実験で証明されました。ところが、裁判所は、ズボンと同じ生地のとモ布が袴田さんの実家から発見されたことなどを理由に、この5点の衣類は袴田さんのものであるとして、袴田さんに死刑判決を下しました。ズボンのサイズについては、ズボン札に記載のあった「B」型（ウエストは80cmとされる）であったはずであり、味噌で縮んだために小さくなったのだ、との認定がされました。

弁護団は、この5点の衣類は、捜査機関のねつ造であると主張してきたところ、第2次再審開始請求では、ズボン札にあった「B」という記号はサイズではなくて色であること、ズボンと同一の布を警察がズボンの製造会社から受け取っているもののそれが現在見当たらないことなどが判明しました。これらの事実は、捜査機関がこれまで開示してこなかった証拠が開示されたことによって明らかになりました。また、確定判決では、事件直後、5点の衣類が発見されたタンクには味噌が相当量残っていたとされていたのに、実は、事件直後はタンクはほとんど空であったことも証拠開示によって明らかになりました。

更に、決定的なことは、DNA鑑定で5点の衣類には、被害者の血がついていない可能性が高く、また、これまで袴田さんの血とされていた部分には、袴田さんとは別人のDNAがついていたことが明らかになったことです。

このような状況であるにもかかわらず、検察は、この期に及んでも、再審開始に応じる姿勢を見せていない。それどころか、これまで検察側の鑑定人として活躍した多くの経験を持つ鑑定人に対してまで、ほとんど人格攻撃に近い批判を繰り返したり、裁判所の勧告により一部開示したものの弁護団が求めている証拠のリストやさらなる証拠の開示には応じない姿勢を見せるなど、なりふり構わぬ抵抗を見せています。弁護団が証拠の開示を求めているのは、確定判決などで採用されている証人らの初期供述調書などであり、現在であれば当然開示の対象になるものです。

検察には、このような態度を改めて、即刻証拠開示に応じることを強く求める。また、裁判所には、このような検察の正義に反する態度に引きずられることなく、速やかに再審開始を決定することを強く求める。

2012年10月22日

自由法曹団 静岡・焼津総会